

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年4月を11万8,000円、同年5月から同年7月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年9月1日まで
私の申立期間の標準報酬月額記録が、支給されていた給与額とは異なっているため、調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月を11万8,000円、同年5月から同年7月までを22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めている上、A社から提出された申立人に係る平成18年4月の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」における標準報酬月額が、9万8,000円となっていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、同年4月から同年7月までについて、申立人が

主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年8月については、A社から提出された賃金台帳により、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に、資格喪失日に係る記録を47年5月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から46年7月1日まで
② 昭和46年7月1日から47年5月10日まで

大学に通学しながら、C育英奨学生としてD販売店で勤務した期間について年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかしながら、申立期間①はE事業所、申立期間②はA事業所で勤務し、Dの配達及び集金等の業務に従事していたので、記録が無いことに納得がいかない。調査した上で、私の年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 C育英奨学会から提出された申立人に係る同会の加入記録、申立期間②当時、A事業所で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚の供述、及び申立人から提出された申立期間②当時の手帳の記載内容から、申立人は、申立期間②において、同事業所でC育英奨学生として勤務していたことが認められる。

また、申立人及び前述の同僚がA事業所において申立期間②当時、C育英奨学生であったとして名前を挙げた複数の同僚について、ほぼ全ての同僚に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる上、当該同僚が供述する申立期間②当時の同事業所の従業員数（アルバイトを除く。）と、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる申立期間②当時の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致していることから、同事業所では、申立

期間②当時、C育英奨学生として入社したほぼ全ての者について厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、昭和46年にC育英奨学生としてA事業所に入社した同僚二人について、同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚が、「C育英奨学生として勤務していた当時、試用期間は無かった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時のA事業所の事業主は既に死亡している上、B社及びその関連会社であるF社の事業主は、「申立期間②当時、同事業所のD販売権はF社が持っていたが、経営は個人事業主に委託していたため不明である。」と回答しており確認することができないが、同事業所に係る申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から47年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 C育英奨学会から提出された申立人に係る同会の加入記録、申立人から提出された昭和45年6月から同年8月までの期間及び同年11月の給与明細書、申立期間①当時、E事業所でC育英奨学生として勤務していた同僚の供述並びに申立人から提出された申立期間①当時の手帳の記載内容から、申立人は、申立期間①において、同事業所でC育英奨学生として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出されたE事業所の上記給与明細書について、「保険料」として500円が控除されていることが確認できるものの、同控除額は、各月の報酬月額に見合う標準報酬月額から算出される社会保険料額より著しく低額であることから、申立人は、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、E事業所は昭和63年11月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、E事業所は法務局に商業登記簿の記録が確認できない上、申立人

及び前述の同僚は、「E事業所は小規模のD販売店で、事業主及びその家族を除く従業員は、4人のC育英奨学生だけだった。」と供述していることから、申立期間①当時、同事業所は個人経営であったため厚生年金保険の強制適用事業所に該当しなかった可能性がうかがえる。

加えて、E事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①当時の事業主は所在不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月31日は9万円、同年12月27日は13万4,000円、17年7月31日は9万1,000円、同年12月27日は13万4,000円、18年7月31日は9万2,000円、同年12月27日は13万8,000円、19年7月31日は9万4,000円、同年12月27日は14万1,000円、20年7月31日は9万5,000円、同年12月27日は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年12月27日
③ 平成17年7月31日
④ 平成17年12月27日
⑤ 平成18年7月31日
⑥ 平成18年12月27日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月27日
⑨ 平成20年7月31日
⑩ 平成20年12月27日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与

額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月31日は9万円、同年12月27日は13万4,000円、17年7月31日は9万1,000円、同年12月27日は13万4,000円、18年7月31日は9万2,000円、同年12月27日は13万8,000円、19年7月31日は9万4,000円、同年12月27日は14万1,000円、20年7月31日は9万5,000円、同年12月27日は14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため確認できない上、事業主の妻は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

また、平成11年10月1日から12年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成11年10月1日から12年1月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 8 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、オンライン記録で確認できる申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、正しい標準報酬月額は59万円であったと記憶している。申立期間に同社の取締役ではあったが、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年4月から11年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、同年1月20日付けで、10年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人以外の取締役二人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成11年1月20日付けで、10年4月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票から、当該期間において同社が資金繰りに苦

労している旨の記載が確認でき、同社が保険料を納付できる状況ではなかったことが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿の謄本により、申立人が申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「申立期間に社会保険事務を担当していたのは事業主だった。その当時、私はB支店に勤務しており、自分の標準報酬月額が減額訂正されている事実を知り得る立場にはなかった。」と主張しており、連絡が取れた同社同支店の同僚3人全員が、「申立人は、B支店では営業を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」旨回答していることを踏まえると、申立人は上記標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成11年1月20日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したのものとは考え難く、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

なお、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理（平成11年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の事務処理が不合理であったとまでは言えない。

また、平成11年10月から同年12月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成11年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立てについては、申立期間当時の資料や、記憶が無いことから、回答することができない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年1月から同年7月までの期間について、

申立人は、「平成 12 年に入ると、会社の業績悪化により、役員報酬の支払は滞りがちであり、都合がついた時にその都度、数十万円単位の金額を事業主から現金で受け取っていた。未払い分の役員報酬は、そのままになっている。」としている上、報酬額及び保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事業主のほか、A 社の再生手続及び破産手続を担当した弁護士 3 人及び同社の元顧問税理士は、いずれも「平成 12 年に関する給与等の関係資料は残っていないと思う。」旨回答しており、当該期間において、申立人に係る報酬額及び厚生年金保険料控除に関する関連資料並びに供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私は、勤務していた職場を平成3年1月末に退職する際に、同事業所の事務担当者から、自分で国民年金の加入手続を行うように説明を受けたので、A市で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料の納付が必要である旨の通知書が届いたため、申立期間の保険料を納付したが、国側の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

A市で国民年金の加入手続を行った際、同市は、年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」を申立期間の平成3年2月1日と記載しており、その後も行政側の指示に従い国民年金保険料を納付したはずであるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の払出状況から、平成3年4月頃にA市において払い出されたことが推認できることから、この頃に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、同市から提出された申立人に係る国民年金被保険者名簿では、婚姻日である同年3月*日に第3号被保険者に該当したことが記載され、同日に被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った後に、申立期間の国民年金保険料の納付が必要である旨の通知書が届いたため、申立期間の保険料を納付した。」と主張しているものの、申立期間の国民年金保険料を納付するには、第1号被保険者として改めて国民年金に加入する手続を行うこととなるが、加入手続の際の状況並びに納付場所、納付時期及び保険料額についての記憶が定

かではなく、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人から提出された年金手帳には、A市の押印と共に当該年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」が、申立期間の平成3年2月1日と記載されている一方で、前述のとおり、同市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、当該年金手帳と同名簿の記録が一致していないものの、当該年金手帳において、申立期間の被保険者種別は国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者と記載されており、申立期間に係る納付書が発行されていた事情はうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日に A 法人（現在は、B 法人）に採用され、同日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 8 月 1 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、採用年月日は特定できないものの、申立人が、昭和 43 年 4 月頃から A 法人で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 法人において社会保険事務を担当していた同僚は、「当時、同協会では、採用後 3 か月程度の試用期間があり、試用期間中の者及び配偶者等が加入する健康保険制度の被扶養者となっている者は、社会保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、申立期間当時に採用された同僚は、「私は、昭和 43 年 5 月に就職し、健康保険の被保険者証をもらう前に病院で診療を受けたため、被保険者証の交付時期を担当者に尋ねたところ、『被保険者証を渡せるのは 8 月になる。』と言われ、採用と同時に社会保険に加入させてもらえなかった。」と供述している上、ほかに供述を得ることができた複数の同僚についても、オンライン記録上、当該複数の同僚が記憶している自身の採用時期から 3 か月以上経過した後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B 法人の現在の社会保険事務担当者は、「申立期間における申立人の勤務実態が確認できる人事記録等の資料及び申立人に係る厚生年金保険の手続に関する資料は、保管期限を経過しているため残っておらず、当時の事務手続を記憶している職員もいない。」と供述しており、申立人の申立期間におけ

る勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 3 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 35 年 11 月 5 日から 39 年 12 月 31 日まで

私は、平成 23 年*月に老齢年金の受給手続をした際、初めて、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、退職金や一時金を受け取った記憶も無いので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の約 5 年の間、一部強制加入期間が有るにもかかわらず国民年金に加入しておらず、申立人が、「A社を退職した当時は、厚生年金保険と国民年金の被保険者期間を通算して年金を受け取ることができることは知らなかった。同社は結婚を契機に退職したので、再就職することは考えていなかった。」と供述していることを踏まえると、同社を退職した当時、申立人に厚生年金保険と国民年金の被保険者期間を通算しようとする意思はうかがえず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給は、申立期間②のA社に係る厚生年金保険被保険者期間と、当時、異なる被保険者記号番号で管理されていた申立期間①のB社に係る被保険者期間が、共にその計算の基礎とされているところ、オンライン導入以前であった当時、請求者からの申出が無い場合、異なる被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を社会保険事務所(当時)で把握することは困難であったという事情を考慮して判断すると、申立人の意思に基づいて請求された可能性を否定できない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、未請求となっている被保険者期間は存在しない上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和40年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 5 日から 52 年 10 月 1 日まで
昭和 51 年 6 月に A 株式会社 B 支店（現在は、C 株式会社 D 支社 E 営業所）に臨時社員（F）として採用され、申立期間について健康保険組合の記録はあるが、厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険組合の記録及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A 株式会社 B 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 株式会社 B 支店における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「G の場合、最初は臨時社員として採用され、健康保険と雇用保険の加入届出を行い、その後、正社員になれば厚生年金保険の加入届出をすることになる。」と供述している。

また、申立人が A 株式会社 B 支店に同時期に G として採用になったとして名前を挙げた同僚は、オンライン記録によると、採用後 1 年 7 か月してから厚生年金保険の資格を取得しており、当該同僚は、「健康保険にのみ加入し、厚生年金保険に加入していない期間があった。」と回答している上、別の同僚は、「臨時社員の際は、厚生年金保険の保険料は、給料から引かれていなかったと記憶している。」と供述しているほか、正社員（H）として採用されたと回答した複数の同僚については、採用された年月と厚生年金保険の資格取得年月が一致していることを踏まえると、当該事業所では、当時、臨時社員については、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C株式会社D支社から提出された「退職台帳」によると、申立人が正社員になったのは昭和52年10月1日であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。